

## 平成26年度 与党税制改正大綱を読む

昨年12月、平成26年度与党税制改正大綱が決定しました。今回の改正は、地方自治体にとっても非常に重要な内容を含んでいます。ここでは、自治体にとって特に重要と思われる事項について、ポイントを絞って紹介します。

### 【地方法人課税の偏在是正】

- 法人住民税法人税割の一部（約5,800億円）を国税化し（地方法人税（仮称）、地方交付税の原資とする）。
- 法人事業税を一部国税化して税収の少ない自治体に重点配分している地方法人特別税の規模を2/3（約1兆8,000億円から1兆2,000億円）に縮小し、法人事業税に還元する。

### （MEMO）

これらは、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的とした措置とされています。

法人住民税の一部国税化については、地方税の根本原則に反し、地方の自主財源を充実させるという地方分権に逆行するとして、自治体側が反発しましたが、最終的には上記内容の決着となりました。

また、地方法人特別税については、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」とされていたところ、消費税率引上げ決定に伴う地方消費税及び地方交付税原資

の充実を理由に、東京都や神奈川県などが中心となって、その撤廃と法人事業税の完全復元を強く求めていましたが、今回は一部縮小・復元という形にとどまりました。

なお、大綱では、消費税率10%段階においては、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める」としているほか、「地方法人特別税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずる」ことなどを検討するとしており、自治体側も引き続きこの動きを注視していく必要があります。

### 【車体課税の見直し】

#### （自動車取得税）

- 消費税率8%への引上げ時において、税率を、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、エコカー減税の軽減率を拡充する。
- 消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に、自動車取得税は廃止する。

#### （軽自動車税）

- 平成27年度以降に新規取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあっては1.5倍に、その他の区分の車両にあっては約1.25倍にそれぞれ引き上げる。
- グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行う。
- 二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

### （MEMO）

自動車取得税については、既に25年度大綱で、「二段階で引き下げ、消費税率10%の

時点で廃止」する方針が決まっていた。今回は、この「二段階引下げ」の解釈を巡り、消費税率8%段階（第一段階）での具体的取扱い（税率を下げるのか、それとも、エコカー減税拡充などで対応するのか）が議論になりましたが、結局、税率そのものを引き下げつつ、エコカー減税も拡充することで落ち着きました。

一方、自動車取得税廃止に伴い2,000億円近い減収となる自治体側は、その代替財源の確保を強く求めていました（25年度大綱でも「必要な財源の別途措置」を明記）。そこで、その減収分の補てん策として浮上してきたのが、軽自動車税の増税です。

軽自動車は地方の住民の生活の足として欠かせないものとなっているとの理由から、増税は「弱い者いじめ」であるとの強い反発もありましたが、最終的には上記のとおり決着しました。これによって、軽自動車税は、普通の自家用車の場合で、これまで年額7,200円であったのが、10,800円に引き上げられることとなります。

### 【その他】

#### （固定資産税（償却資産）、ゴルフ場利用税）

- 現行制度を維持。

### （MEMO）

償却資産に係る固定資産税については、経済産業省などが中心となって、減免措置の導入を強く求めていました。赤字を抱える多くの中小企業にも恩恵が及び、設備投資促進につながるという理由からです。しかし、固定資産税は地方の重要な基幹税目であることから、総務省や自治体側がこれに強く反発し、結局、減免措置は見送られる

ことになりました。

また、ゴルフ場利用税については、スポーツ振興の観点から、文部科学省などが中心となってその廃止を求めていましたが、これについても、貴重な地方財源を失うことになる自治体側の強い反発があって、見送られることになりました。

### （参考）

#### ～消費税率の軽減税率について～

参考までに、消費税率の軽減税率導入を巡る動きについても、簡単に触れておきます。

生活必需品の消費税率を低く抑える軽減税率の導入については、その是非や導入時期などを巡って、与党内でも様々な議論が交わされました。その中で、導入に否定的な立場からは、税収減への懸念のほか、納税事務が煩雑になり（インボイス制度を導入して、品目ごとに税率と税額を整理しなければならなくなる）、とりわけ中小事業者の負担が重くなるという問題が提起されました。

結局、今回の大綱では、「消費税率の軽減税率制度については、『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」とされ、「軽減税率の導入」自体は明記されました。ただし、その時期（税率10%時）については、「10%引上げ時」とも「10%段階のいつか」とも解釈でき、玉虫色の決着となりました。

いずれにしても、大綱は、今後「対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得」としてしています。今後の議論の行方が気になるところです。